

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務処理を記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる税務処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に税務処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。

ご契約につきましては、告知義務違反によりご契約を解除する場合、免責事由に該当し保険金などをお支払いできない場合、詐欺によりご契約が取消しとなる場合、不法取得目的によりご契約が無効となる場合がありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、ご契約者に必要な保険の知識についてもご説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
- 告知義務について
- 保険金・給付金をお支払いできない場合について
- 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効について
- ご契約の解約について
- ご契約の復活について

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとエヌエヌ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してエヌエヌ生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更などされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに関するエヌエヌ生命の承諾が必要になります。

生命保険募集人の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には、下記照会先までご連絡ください。

サービスセンター：0120-521-513

受付時間：平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

インターネットでのお問い合わせ <https://www.nnlife.co.jp>

エヌエヌ生命の

終身ガン保険(10)

(1型・2型・3型・4型)

2018年1月作成



終身ガン保険

商品パンフレット／特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

〈引受保険会社〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1
ニューオータニガーデンコート26F
TEL.03-5210-0300
<https://www.nnlife.co.jp>

〈募集代理店〉

役員・従業員のガンだけでなく、経営リスクにも備える保険です。

終身ガン保険

保障内容

もしものガンに、
入院から手術、死亡まで
手厚く保障いたします。

一生涯の保障

ガン以外の死亡も保障

保険料

保険料はずっと一定です。

終身ガン保険のしくみ・イメージ

ガン入院給付金日額を基準にそれぞれの保障額が設定されます。

[終身ガン保険 ガン入院給付金日額:5,000~60,000円(単位:1,000円)]

給付の種類	お支払限度	1型	2型	3型	4型
ガン入院給付金	1入院 1,000日 通算 1,000日	ガン入院給付金日額 ×入院日数	ガン入院給付金日額 ×入院日数	ガン入院給付金日額 ×入院日数	ガン入院給付金日額 ×入院日数
ガン手術給付金	25回	ガン入院給付金日額 ×20	ガン入院給付金日額 ×20	ガン入院給付金日額 ×20	ガン入院給付金日額 ×20
ガン診断給付金	1回	給付はありません	ガン入院給付金日額 ×300	給付はありません	ガン入院給付金日額 ×100
ガン高度障害保険金	—	ガン入院給付金日額 ×1,000	ガン入院給付金日額 ×1,000	ガン入院給付金日額 ×100	ガン入院給付金日額 ×100
ガン死亡保険金	—	ガン入院給付金日額 ×1,000	ガン入院給付金日額 ×1,000	ガン入院給付金日額 ×100	ガン入院給付金日額 ×100
死亡保険金	—	ガン入院給付金日額 ×10	ガン入院給付金日額 ×10	ガン入院給付金日額 ×10	ガン入院給付金日額 ×10

ご契約 がん給付に関する責任開始

※ガン給付は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日

の翌日から保障が開始されます。

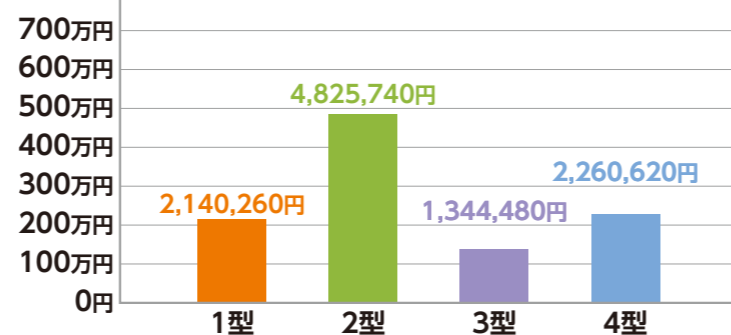
●役員お一人さまプラン

[ご契約例]

終身ガン保険
被保険者:役員(45歳 男性)

保険期間/ 保険料払込期間	保険料払込方法	ガン入院給付金 日額
終身	年払	60,000円

年払保険料



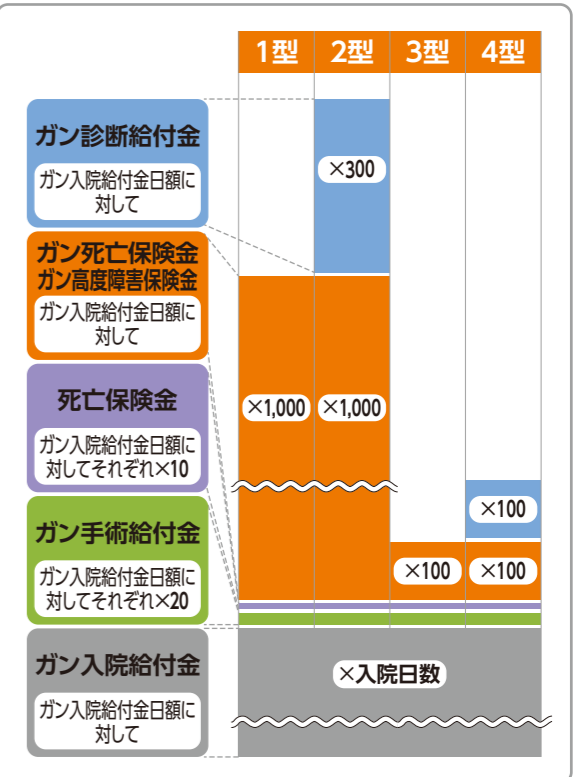
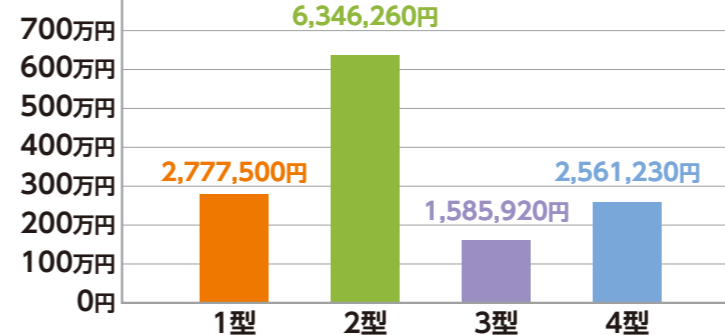
●従業員10名さまプラン

[ご契約例]

終身ガン保険
被保険者:従業員(30歳 男性7名・女性3名)

保険期間/ 保険料払込期間	保険料払込方法	ガン入院給付金 日額(お一人さま)
終身	年払	10,000円

年払保険料



解約 返戻金

急な資金ニーズには、
解約返戻金の活用が可能です。

すべての型で契約者貸付を
ご利用いただけます。

●契約者貸付

一時的に必要な資金をご用立てする制度です。

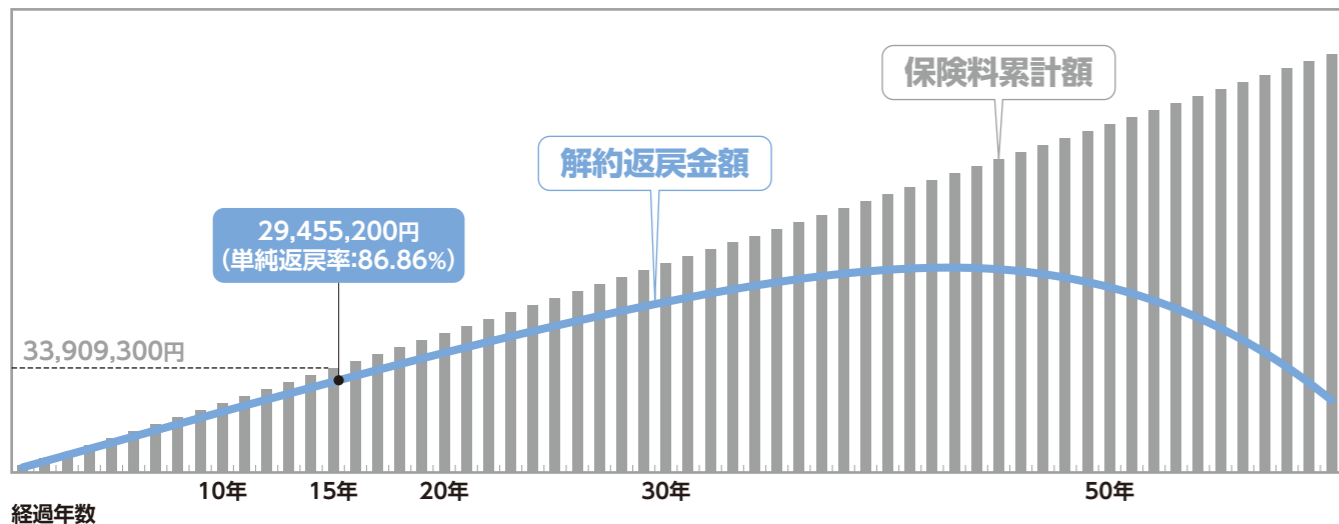
- ・解約返戻金の9割までご利用可能です。
(お取扱いには当社所定の条件があります。)
- ・手続きは簡単。手続き書類をご請求ください。
- ・保険金や解約返戻金などをお支払いする
場合には貸付元利息を差引清算します。

貸付金には所定の利息がかかります。

商品パンフレット上の保険料などの数値は、資料作成時を計算基準日としています。

解説① 保険料などのしくみ(イメージ) [P1のご契約例(4型)の場合]

[保険料累計額と解約返戻金額、単純返戻率]



解説② ご契約例の推移

●役員お一人さまプラン [P1のご契約例(4型)の場合]

(単位:円)

経過年数	保険料	保険料累計額 A	解約返戻金額 B	単純返戻率 C(B/A)	損金保険料	資産計上額
1年	2,260,620	2,260,620	1,653,000	73.12%	1,130,310	1,130,310
3年	2,260,620	6,781,860	5,638,800	83.14%	1,130,310	3,390,930
5年	2,260,620	11,303,100	9,652,200	85.39%	1,130,310	5,651,550
10年	2,260,620	22,606,200	19,707,000	87.17%	1,130,310	11,303,100
15年	2,260,620	33,909,300	29,455,200	86.86%	1,130,310	16,954,650
20年	2,260,620	45,212,400	38,821,800	85.86%	1,130,310	22,606,200
30年	2,260,620	67,818,600	55,346,400	81.60%	1,130,310	33,909,300
31年	2,260,620	70,079,220	56,761,800	80.99%	3,390,924	32,778,996
50年	2,260,620	113,031,000	60,111,000	53.18%	3,390,924	11,303,220

●従業員10名さまプラン [P2のご契約例(4型)の場合]

(単位:円)

経過年数	保険料	保険料累計額 A	解約返戻金額 B	単純返戻率 C(B/A)	損金保険料	資産計上額
1年	2,561,230	2,561,230	1,686,700	65.85%	1,280,615	1,280,615
3年	2,561,230	7,683,690	6,200,300	80.69%	1,280,615	3,841,845
5年	2,561,230	12,806,150	10,787,000	84.23%	1,280,615	6,403,075
10年	2,561,230	25,612,300	22,549,400	88.04%	1,280,615	12,806,150
20年	2,561,230	51,224,600	46,507,800	90.79%	1,280,615	25,612,300
30年	2,561,230	76,836,900	70,361,000	91.57%	1,280,615	38,418,450
35年	2,561,230	89,643,050	81,538,000	90.95%	1,280,615	44,821,525
38年	2,561,230	97,326,740	87,779,100	90.19%	3,808,042	46,135,943
50年	2,561,230	128,061,500	107,193,000	83.70%	3,808,042	31,174,199

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

参考① 保険料の取扱いについて(法人契約の場合)

ご契約形態	ご契約者	被保険者	保険金・給付金受取人
	法人	役員・従業員	法人

支払保険料は、左図のとおり取扱うことができます。

105歳を計算上の保険期間の満了年齢とみなし、

(1) 保険期間の当初5割期間

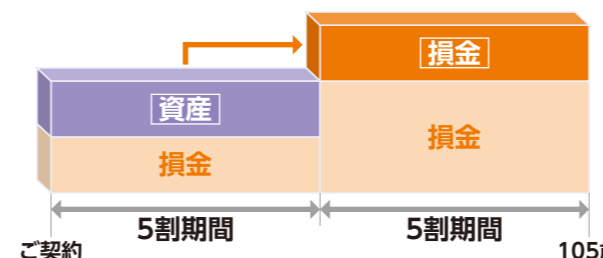
・保険料の1/2は資産、残り1/2は損金として計上します。

(2) 保険期間の残り5割期間

・保険料は全額損金算入となります。

・保険期間の当初5割期間中に資産計上してきた前払保険料部分は、残り5割期間で按分して損金に算入できます。

関係法令:平24年課法2-5、課審5-6



参考② 税務処理(法人契約の場合)

●保険料の税務処理 [P1のご契約例(4型)の場合]

保険料	契約年齢	保険期間 / 保険料払込期間	保険料払込方法
2,260,620円	45歳	終身	年払

105歳を計算上の保険期間の満了年齢とみなし、

保険期間の当初5割に相当する期間(1年目~30年目)

保険料の1/2(1,130,310円)を前払保険料として資産に計上し、残額(1,130,310円)については損金算入します。

※保険期間の当初5割相当期間の算出にあたって、1年未満の端数が生じる場合は、その端数を切捨てた期間となります。

保険期間の残り5割に相当する期間(31年目~60年目)

保険料全額を損金算入するとともに、当初5割相当期間に資産として計上した前払保険料の累計額を、残余期間の経過に応じて均等に取崩し、損金算入します。

●ガン入院給付金を受取った場合の税務処理

入院給付金を受取った場合(ガンにより10日間入院された場合) 受取った給付金を雑収入として益金に算入します。

●5年目にガン死亡保険金を受取った場合の税務処理

ガン死亡保険金を受取った場合、前払保険料として資産に計上した額を取崩し、保険金との差額は雑収入として益金に算入します。

・ガン死亡保険金*:6,000,000円

・5年目までの前払保険料:5,651,550円

これを退職金などとして支払った場合、損金算入できます。

(ただし、適正額の範囲内であることが必要となります。過大部分は損金算入が否認されることがあります。)

*その他の返戻金などはなかったものと仮定

●10年目にやむを得ず解約された場合の税務処理

中途解約によって解約返戻金を受取った場合、前払保険料として資産に計上した額を取崩し、解約返戻金との差額は雑収入として益金(あるいは雑損失として損金)に計上します。

・10年目の解約返戻金*:19,707,000円

・10年目までの前払保険料:11,303,100円

*その他の返戻金などはなかったものと仮定

ご契約形態		
ご契約者	被保険者	保険金・給付金受取人
法人	役員	法人

借方	貸方
支払保険料 1,130,310円 前払保険料 1,130,310円	現金・預金 2,260,620円

借方	貸方
支払保険料 3,390,924円	現金・預金 2,260,620円 前払保険料 1,130,304円

借方	貸方
現金・預金 600,000円	雑収入 600,000円

借方	貸方
現金・預金 6,000,000円	前払保険料 5,651,550円 雑収入 348,450円

借方	貸方
現金・預金 19,707,000円	前払保険料 11,303,100円 雑収入 8,403,900円

税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

終身ガン保険

契約概要

- 「契約概要」は、お申込みの際に、特にご確認いただきたい重要事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。これらの詳細ならびに主な保険用語の説明などは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

この商品はどんな保険なんだろう?
 商品名は → P6-① 保険商品の名称
 簡単に言うと → P6-② 保険商品の特徴
 ご契約のイメージは → P6-③ しくみ図
 保険金額などの取扱いは → P7-④ 契約内容

こちらをご覧ください。

どんなときに給付金や保険金がもらえるの?
 → P7-⑤ 保険金・給付金の支払事由・給付内容

保険料の払込みが免除されることがあるらしいけど、どんなとき?
 → P8-⑥ 保険料の払込免除

生命保険には配当金があるんだよね?
この保険は無配当です。
 → P8-⑦ 配当金

もし解約したら、少しはお金が戻ってくるのかなあ。
はい。解約返戻金というものがありますよ。
 → P8-⑧ 解約返戻金

指定代理請求特約はつけられるの?
個人契約であれば付加できます。
 → P8-⑨ 付加できる主な特約

次のマークのある項目は、この契約概要以外にもあわせてご確認ください。
 申込書 = 申込書

「当社」はエヌエヌ生命を指します。

1 保険商品の名称

終身ガン保険(10) (1型・2型・3型・4型)

2 保険商品の特徴

ガンになったときの様々な保障を確保できる商品です。ガン以外で死亡したときの死亡保障も確保できます。

3 しくみ図

終身ガン保険(10) ガン入院給付金日額10,000円でご契約の場合

給付の種類	1型	2型	3型	4型
①ガン入院給付金	日額10,000円	日額10,000円	日額10,000円	日額10,000円
②ガン手術給付金	20万円	20万円	20万円	20万円
③ガン診断給付金	給付はありません	300万円	給付はありません	100万円
④ガン高度障害保険金	1,000万円	1,000万円	100万円	100万円
⑤ガン死亡保険金	1,000万円	1,000万円	100万円	100万円
⑥死亡保険金	10万円	10万円	10万円	10万円

待期間3ヶ月(不担保期間)

ガン給付に関する責任開始

保険期間の始期

生涯保障

※ガン給付は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日から保障が開始されます。

契約内容については **P7-契約概要④「契約内容」**
 給付内容については **P7-契約概要⑤「保険金・給付金の支払事由・給付内容」** をご確認ください。

4 契約内容 

契約年齢	15歳～75歳
保険期間／保険料払込期間	終身
型名	1型、2型、3型、4型
ガン入院給付金日額	5,000円～60,000円(単位:1,000円)
保険料払込方法	年払、半年払、月払
保険料払込経路	口座振替扱、振込扱、団体扱

※ご契約時に、医師の診査は不要です。(告知書扱)
 ※1型、2型は法人・個人事業主が契約者となる場合のみのお取扱いとなります。

5 保険金・給付金の支払事由・給付内容 

保険金・給付金	支払事由	ガン入院給付金日額(A) ×給付倍率				支払限度
		1型	2型	3型	4型	
①ガン入院給付金	ガンの治療を目的に入院したとき	A×入院日数				1入院 1,000日 通算 1,000日
②ガン手術給付金	ガンの治療を目的に 所定の手術をしたとき	A×20				25回
③ガン診断給付金	ガンと診断確定され、その治療を 目的に入院したとき	なし	A× 300	なし	A× 100	1回
④ガン高度障害保険金*	ガンを直接の原因として所定の 高度障害状態に該当したとき	A×1,000		A×100		/
⑤ガン死亡保険金*	ガンを直接の原因として 死亡したとき					
⑥死亡保険金*	ガン死亡保険金の支払事由以外の 原因で死亡したとき	A×10				

*上記④⑤⑥のいずれかをお支払いしたときは、ご契約は消滅します。また、上記④⑤⑥は重複してお支払いしません。

※ガン給付は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日から保障が開始されます。
 ※上記④⑤をお支払いする際、責任準備金相当額が保険金額をこえるときは、こえる部分を保険金額に加えてお支払いします。
 ※上記⑥をお支払いする際、ガン給付部分の責任準備金相当額を加えてお支払いします。

P12-注意喚起情報 ④「保険金などのお支払いができない場合」もあわせてご確認ください。

具体的な契約内容と給付内容は、「申込書」にご記入いただきます。
 お申込みの際には、「契約概要」と「申込書」にて、契約内容と給付内容を必ずご確認ください。

6 保険料の払込免除

被保険者が次のいずれかに該当した場合は、将来の保険料のお払込みを免除します。

- ・ガン(悪性新生物)以外の事由を原因として、所定の高度障害状態に該当したとき
- ・所定の不慮の事故により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態に該当したとき

※契約者・被保険者の故意などにより、所定の高度障害状態または障害状態に該当したときは免除しません。

7 配当金

この保険に配当金はありません。

8 解約返戻金

ご契約を解約された場合は、解約返戻金をお支払いします。

9 付加できる主な特約

名称	特徴
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

保険金・給付金の支払事由・保険料の払込免除事由である「所定の高度障害状態」や保険料の払込免除事由である「所定の障害状態」、特約など、各種取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

この保険はエヌエヌ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取扱いしている場合があります。
 詳しくは募集代理店にお問合わせください。

お申込みの際は、この「契約概要」のほか、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

終身ガン保険

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、不利益な事項など、お申込みの際に、特に
ご注意いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に必ず
お読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みくだ
さい。**
- 「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細や契約
内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



1 クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)



○次のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内**であれば、書面によりクーリング・オフが可能です。この場合、お申込みいただいた金額を払い戻します。

- ・お申込日
- ・「ご契約のしおり・約款」の交付日
- ・「第1回保険料充当金額収証」の交付日
- ・第1回保険料充当金が着金した日

○次の場合はお取扱いができません。

- ・当社指定の医師による診査が終了した場合
- ・債務履行の担保のためのご契約である場合
- ・既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)である場合

お手続き方法については、**ご契約のしおり「クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について」**をご確認ください。

2 告知義務

契約者や被保険者には、現在の健康状態などを告知する義務があります。告知は公平な引受判断を行うための重要事項です。過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態やご職業など、「告知書」または当社指定の医師がおたずねする事項について、事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。

▼告知受領権

当社の生命保険募集人(代理店を含む)には告知を受ける権限(告知受領権)はないため、生命保険募集人にお伝えいただいても告知したことにはなりません。告知受領権は当社および当社が指定した医師が有していますので、当社所定の「告知書」にご記入されたことと、当社指定の医師にお話しされたことが告知となります。

▼告知内容などの確認

当社または当社で委託した確認担当者が、次の場合にお申込内容、ご請求内容などをご確認させていただきます。

- ・ご契約のお申込後
- ・保険料の払込免除のご請求
- ・保険金などのご請求

▼告知が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
- 責任開始日または復活日から2年経過後でも、保険金などの支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、保険金などの支払事由に該当していても、これをお支払いしないことがあります。また、保険料の払込免除事由に該当した場合も同様に、お払込みを免除しないことがあります。
(「解除原因となった事実」との因果関係によります。)
- ご契約を解除したときは、お支払いする返戻金があれば、契約者にお支払いします。

▼告知義務違反の内容が特に重大な場合

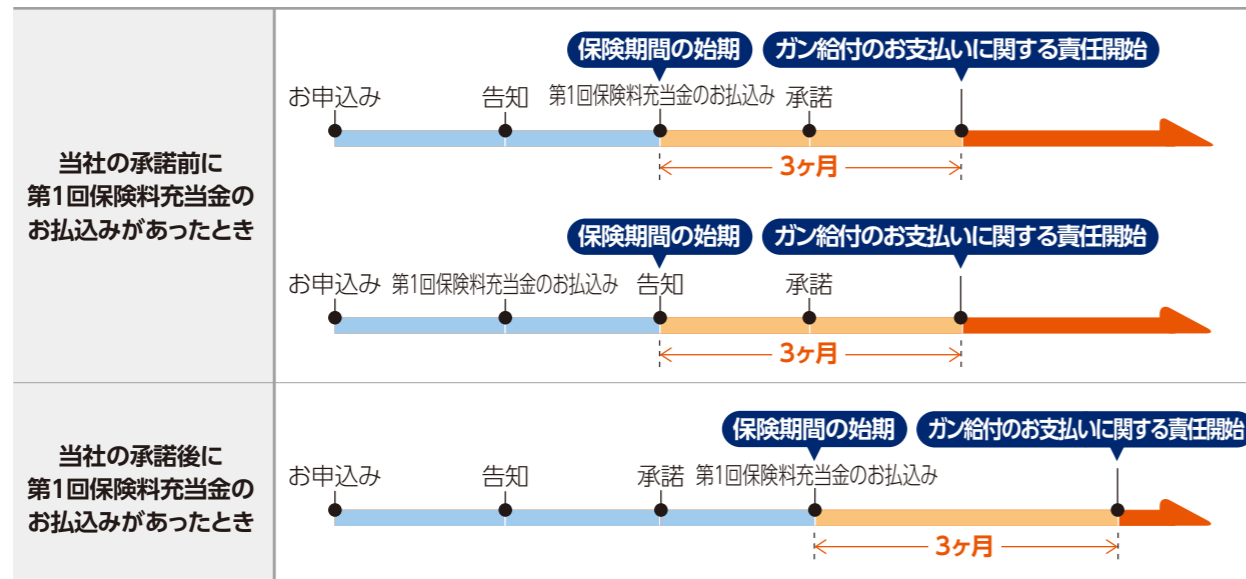
詐欺によるご契約の取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなる場合があります。また、すでに当社にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

※「申込書」「告知書」は、ご記入内容を十分にお確かめのうえ、ご自身で署名・捺印をお願いします。



3 責任開始期

当社がご契約のお申込みを承諾したときは、「告知」と「第1回保険料充当金のお支払い」がともに完了した時を保険期間の始期とし、**保険期間の始期の属する日からその日を含めて3ヶ月経過した日の翌日**からご契約上の責任を開始します。ただし、ガン以外による死亡および保険料の払込免除は、保険期間の始期から責任を開始します。
 保険期間の始期とガン給付の責任開始期について図示すると次のとおりとなります。



▼生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。
- ご契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立します。



4 保険金などのお支払いができない場合 しおり

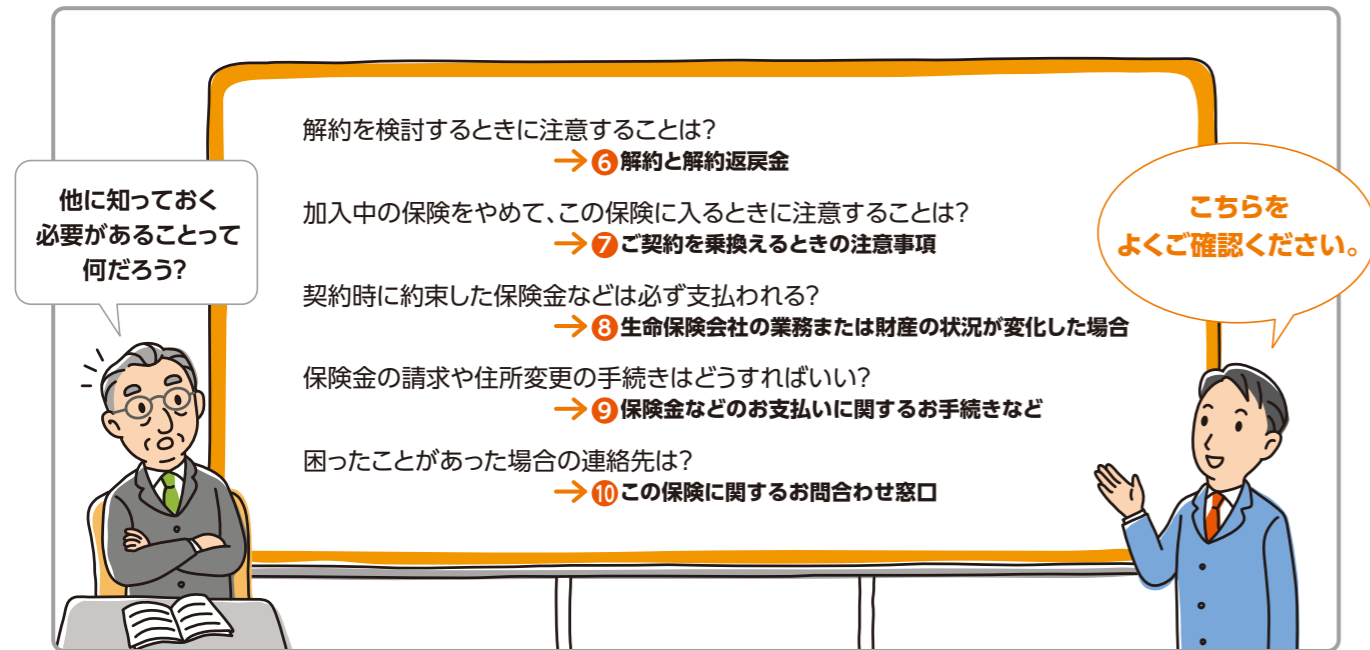
次の場合、保険金などのお支払いはできません。

- ・告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- ・保険金などを詐取する目的で故意に事故を生じさせたとき(未遂を含む)や、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・ガン給付の責任開始期前に、ガンと診断確定されていた場合
- ・ガン以外の疾病を原因とする場合など、ガン給付の支払事由に該当しない場合
- ・死亡保険金について、保険期間の始期の属する日から3年以内の自殺、契約者・受取人の故意など、免責事由に該当する場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・ご契約が詐欺による取消し、または不法取得目的により無効となった場合

具体的な事例については、**ご契約のしおり「保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例」**をご確認ください。

5 保険料のお払込みとご契約の失効・復活 しおり

- 保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にご都合がつかないのために、猶予期間を設けています。
 - この保険は、保険料の自動振替貸付は行われません。そのため、猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。
 - 失効して**6ヶ月以内**であれば、ご契約の復活のお申し込みができます。この場合、所定のお手続きが必要です。
 - 健康状態など所定の条件により、復活できないことがあります。
- 復活については、**ご契約のしおり「ご契約の復活について」**をご確認ください。



6 解約と解約返戻金

解約返戻金について、次のことにご留意ください。

- ・多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となること
- ・契約内容や経過年月数などにより金額が異なること
- ・ご契約後短期間で解約されたときは、ごく少額か、まったくないことがあること

7 ご契約を乗換えるときの注意事項

- 現在のご契約を解約、減額して新たなご契約のお申込みをされる場合は、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 新たなお申込みも、一般のご契約同様、告知義務があるため、健康状態などによりお断りすることがあります。
- 「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定なども、新たなご契約に際しての行為が対象となります。

8 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構
TEL.03-3286-2820
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 保険金などのお支払いに関する手続きなど しおり

- 支払事由が生じる事象、ご請求手続きなどは、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載していますので、あわせてご確認ください。
ホームページアドレス <https://www.nnlife.co.jp>
- お客さまからのご請求に応じて保険金などをお支払いしますので、次の場合はすみやかに当社サービスセンターまでご連絡ください。
 - ・保険金などの支払事由が生じた場合
 - ・お支払いの可能性があると思う場合
 - ・ご不明な点が生じた場合など
- 契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。

▼指定代理請求

- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人を指定しているときは、契約者は指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

詳しくは、ご契約のしおり「指定代理請求特約」をご確認ください。

▼住所などの変更

重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更した場合には必ずご連絡ください。

10 この保険に関するお問合わせ窓口

- お手続きやご契約に関する相談・照会・苦情などは、当社サービスセンターまでご連絡ください。

エヌエヌ生命 サービスセンター

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除きます。)

- 指定紛争解決(ADR)機関は一般社団法人生命保険協会です。
生命保険協会の「生命保険相談所」および全国各地の「連絡所」では、電話などにより相談・照会・苦情を受付けています。
生命保険相談所が苦情の申し立てを受け、生命保険会社に解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても解決しないときは、裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図ります。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

お申込みの際は、この「注意喚起情報」のほか、必ず「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。